

第八章 サービスの貿易

第八・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域において行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(d) 「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e) 「締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、当該締約国又は他の締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスの提供が行われる場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 締約国の自然人

(B) (e) (i) に規定する締約国の法人

(f) タイ及びベトナムについては、

(i) 法人が締約国の者によつて「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、利用又は支払に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 締約国の領域におけるサービスの提供のための他の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(h) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の領域の関連する市場における唯一のサービス提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）をいう。

(i) 「締約国の自然人」とは、締約国の領域に居住しているかどうかを問わず、当該締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i) 当該締約国の国民であること。

(ii) 当該締約国において永住する権利（注）を有すること（当該締約国が、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える締約国である場合に限る。）。ただし、いずれの締約国も、当該締約国の永住者に対し、当該締約国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。

注 締約国が附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）又は附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表において永住者に関する留保を行う場合において、当該留保は、サービス貿易一般協定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(j) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 約束については、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）又は附属書Ⅲ（サービス及び

投資に関する留保及び適合しない措置に係る表) の締約国の表に記載する当該サービスの一若しくは二以上の又は全ての小分野

(ii) 当該サービスの分野の全体(当該サービスの分野の全ての小分野を含む。)

(k) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング(市場調査、広告、流通等のマーケティングの全ての側面を含む。)を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。

(l) 「サービス」には、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスを含む。

(m) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(n) 「他の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他の締約国の領域から又はその領域において提供されるサービス。海上運送については、当該他の締約国の法令に従って登録されている船舶が提供するサービス又は当該他の締約国の者が船舶を運航

し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスをいう。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスの提供が行われる場合には、他の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(o) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(p) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。(注1、注2)

注1 法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者(すなわち、当該法人)は、この協定に基づいてサービス提供者に与えられる待遇を当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の領域外に所在する当該サービス提供者の他の部分に及ぼされる必要はない。

注2 締約国は、この章に規定する「サービス提供者」はサービス貿易一般協定第二十八条(g)に規定するものと同じの意味を有するとの理解を共有していることを確認する。

(q) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(r) 「サービスの貿易」とは、次に掲げる態様によるサービスの提供をいう。

(i) いずれかの締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供

(ii) いずれかの締約国の領域におけるサービスの提供であつて他の締約国のサービス消費者に対して行われるもの

(iii) いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの

(iv) いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他の締約国の領域内の当該締約国の自然人の存在を通じて行われるもの

(s) 「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国の領域若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第八・二条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この章の規定の適用上、「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(a) 締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置

(b) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関並びに非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3 この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 締約国が交付する補助金若しくは締約国が行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

又は当該補助金若しくは当該贈与の受領若しくはその継続のために付される条件（当該補助金又は当該

贈与が専ら国内のサービス、サービス消費者又はサービス提供者に与えられるものであるかどうかを問わない。）

- (c) 政府の権限の行使として提供されるサービス
- (d) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
- (e) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼす措置を除く。（注）

注 (iv)から(vi)までの規定にかかわらず、この章の規定は、専門的な航空サービス、地上取扱サービス及び空港運営サービスに影響を及ぼす措置については、次条（約束に係る表の記載）の規定に従ってこれらのサービスに関する約束を行うことを選択する締約国についてのみ適用する。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
- (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (iii) コンピュータ予約システムのサービス

(iv) 専門的な航空サービス

(v) 地上取扱サービス

(vi) 空港運営サービス

4 この章の規定は、締約国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

5 附属書八A（金融サービス）、附属書八B（電気通信サービス）及び附属書八C（自由職業サービス）は、この章の不可分の一部を成す。

第八・三条 約束に係る表の記載

1 各締約国は、第八・七条（特定の約束に係る表）又は第八・八条（適合しない措置に係る表）のいずれかの規定に従って、次条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく約束を行う。

2 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、次条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の該当する規定に基づく約束を行い、並びに第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十條（透明性に係る表）のいずれかの規定に基づく約束を行う。第八・七条（特定の約束に係る表）

の規定に従って約束を行う締約国は、また、第八・九条（追加的な約束）の規定に基づく約束を行うことができる。

3 第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、次条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の該当する規定に基づく約束を行う。第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、また、第八・九条（追加的な約束）の規定に基づく約束を行うことができる。

4 2の規定にかかわらず、第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行うASEANの構成国である後発開発途上締約国は、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十条（透明性に係る表）のいずれの規定に基づく約束も行う義務を負わない。当該後発開発途上締約国は、任意に当該約束を行うことができる。

第八・四条 内国民待遇

1 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、附属書II（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、

サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。(注)

注 この条の規定に従って行われる特定の約束は、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないこと
によって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 第八・八条(適合しない措置に係る表)の規定に従って約束を行う締約国は、同条に規定する適合しない措置を除くほか、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。(注)

注 この条のいかなる規定も、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことによって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

3 締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかのいずれかにより、1又は2に規定する義務を履行することができる。

4 締約国が他の締約国のサービス又はサービス提供者に与える形式的に同一の待遇又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第八・五条 市場アクセス

1 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、第八・一条（定義）(r)に掲げるサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表において合意し、及び定める条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。（注）

注 締約国は、第八・一条（定義）(r)(i)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(r)(iii)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

る。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、第八・七条（特定の約束に係る表）に規定する特定の約束に従い、又は第八・八条（適合しない措置に係る表）に規定する適合しない措置を除くほか、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定の

サービスの提供に必要であり、かつ、当該サービスの提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者が法定の事業体又は合弁企業を通じてサービスを提供するに当たり、当該法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資の総額の比率の上限を定めるもの）

第八・六条 最恵国待遇

1 次条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国であつて、第八・三条（約束に係る表の記載）2の規定に従って最恵国待遇に関する約束を行うことを選択するものは、次のいずれかの分野及び小分野に関して、かつ、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に定める条件及び制限に従い、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する分野及び小分野であつて

「MFN」の記載によって特定されるもの

(b) 附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表の付録（最恵国待遇の対象分野）に記載する分野及び小分野

(c) 附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表の付録（最恵国待遇の免除分野に係る表）に含まれない分野及び小分野

2 第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表に記載する適合しない措置を除くほか、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、この協定が効力を生ずる日において効力を有し、又はこの協定が効力を生ずる日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の国際協定に基づき他の締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

4 1及び2の規定にかかわらず、ASEANの構成国である各締約国は、ASEANの構成国である締約国の間の経済統合の一層広範な進展の一部としての物品若しくはサービスの貿易又は投資の自由化に関する協定に基づきASEANの構成国である他の締約国のサービス及びサービス提供者に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

5 この章の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、締約国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

第八・七条 特定の約束に係る表

1 この条の規定に従って約束を行う締約国は、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）及び第八・九条（追加的な約束）の規定に従って行う特定の約束を附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する。附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の各表は、当該特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a) 市場アクセスの条件及び制限

(b) 内国民待遇についての条件及び制限

(c) 追加的な約束

(d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2 第八・四条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）のいずれの規定にも適合しない措置については、第八・五条（市場アクセス）の規定に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、第八・四条（内国民待遇）の規定についての条件又は制限でもありとみなす。

3 この条の規定に従って約束を行う各締約国は、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表において、将来の自由化の対象となる分野又は小分野を「FL」の記載により特定する。これらの分野及び小分野において、1 (a) 及び (b) に掲げる適用される条件及び制限については、当該各締約国の現行の措置に限定する。

4 締約国は、3 に規定する措置について、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定との抵触を改正の直前よりも削減し、又は撤廃するような態様で改正する場合には、その後、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定との抵触を一層増加させるような態様で改正

してはならない。

5 3の規定にかかわらず、ASEANの構成国である後発開発途上締約国は、将来の自由化の対象となる分野又は小分野を特定する義務を負わない。当該後発開発途上締約国は、当該分野又は小分野を任意に特定することができる。

第八・八条 適合しない措置に係る表

1 この条の規定に従って約束を行う締約国に関し、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 当該締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i) 中央政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表Aに記載するもの

(ii) 地域政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Aに記載するもの

(iii) 地方政府によって維持される措置

(b) (a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c) (a)に規定する適合しない措置の改正（当該改正の直前における当該措置と第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十一条（現地における拠点）の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の規定は、締約国が附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Bに記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第八・九条 追加的な約束

1 締約国は、次に掲げる規定に基づく表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができるとする。

(a) 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国については、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定

(b) 前条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国については、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十一条（現地における拠点）の規定

2 1(a)の規定に従って追加的な約束を行う締約国は、当該約束を附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する。

3 1(b)の規定に従って追加的な約束を行う締約国は、当該約束を附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Cに記載する。

第八・十条 透明性に係る表

1 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国であって、第八・三条（約束に係る表の記載）2の規定に従ってこの条の規定に基づく約束を行うことを選択するものは、中央政府が維持する第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定に適合しない現行の措置に関する

拘束力のない透明性に係る表（以下この章において「透明性に係る表」という。）を作成し、他の締約国に送付し、及びインターネットにおいて公に利用可能なものとする。当該透明性に係る表には、この章において当該締約国が特定の約束を行った分野を含める。

2 締約国の透明性に係る表については、透明性のためにのみ作成するものであり、提出の時点において正確なものとし、並びにこの章の規定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この条のいかなる規定も、締約国が1に規定する措置を改正することを妨げるものではない。締約国の透明性に係る表の記載と附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の当該締約国の表の記載に相違がある場合には、同附属書の当該締約国の表の記載が優先する。

3 透明性に係る表には、次の要素を含める。

- (a) 分野及び小分野又は活動
- (b) 適合しない規定の種類（内国民待遇又は市場アクセス）
- (c) 措置の法的根拠又は権限
- (d) 措置の簡潔な説明

4 締約国は、自国の透明性に係る表について、これが完全かつ正確であることを確保するため、必要に
じ、次のいずれかの方法によって更新する。

(a) 新たな又は改正された適合しない措置を加えること。

(b) 存在しなくなった措置を削除すること又は適合しない措置を維持しなくなった分野、小分野若しくは
活動を削除すること。

5 いずれの締約国も、透明性に係る表から生ずる紛争又は解釈上の問題について、第十九章（紛争解決）
の規定による紛争解決を求めてはならない。

第八・十一条 現地における拠点

第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、他の締約国のサービス提供
者に対し、同条に規定する適合しない措置を除くほか、第八・一条（定義）(r)(i)、(ii)又は(iv)に規定するサ
ビスの提供を行うための条件として、自国の領域において代表事務所、支店若しくは何らかの形態の法人を
設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない。

第八・十二条 移行

1 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国（以下この条において「移行締約国」という。）は、他の締約国への配布のため、この協定が効力を生ずる日の後三年以内（カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、この協定が効力を生ずる日の後十二年以内）に、第八・八条（適合しない措置に係る表）（注）に合致する適合しない措置に係る表の案（以下この条において「表の案」という。）をサービス及び投資に関する委員会に提出する。

注 この1に規定する表の案及び4に規定する採択済みの表については、第八・八条（適合しない措置に係る表）1(a)の規定において「現行の」というときは、「締約国の採択済みの表が効力を生ずる日において効力を有する」というものとする。

2 各移行締約国の表の案に含まれる約束については、第八・三条（約束に係る表の記載）2の規定に従って行われた当該各移行締約国の約束と比較して、同等又は一層高い水準の自由化を記載するものとし、約束の水準を低下させるものとはならない。

3 締約国は、検証及び明確化のために表の案の検討を行うものとし、表の案が2に定める要件を満たすことを確保するため意見を述べる機会を有する。検証及び明確化の過程は、締約国に特定の新しい約束について交渉する権利を与えるものではない。（注）移行締約国は、受領した意見に回答する機会及び自国の

表の案における曖昧な点、語句の欠落又は誤りを解決することを目的として必要に応じて表の案の修正又は改定を行う機会を有する。

注 この条のいかなる規定も、締約国に対し、特定分野又は小分野について第八・六条（最恵国待遇）の規定に基づく約束を行うことを要求するものではない。

4 サービス及び投資に関する委員会は、3に規定する検証及び明確化の過程が完了した後、5の規定に従って附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の移行締約国の表に代わる当該移行締約国の表の案をコンセンサス方式によって採択することができる（採択された表を以下この条において「採択済みの表」という。）。移行締約国は、その後、自国の採択済みの表を寄託者に提出し、関係する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告する。（注）

注 この4の規定は、移行締約国が、関係する国内手続を行うに当たり、自国の採択済みの表の可能性のある改定について締約国間で協議するよう要請すること及びこの4の規定に従って行う寄託者への提出のためにサービス及び投資に関する委員会が改定された採択済みの表の改定をコンセンサス方式によって採択するよう要請することを排除するものではない。

5 第二十・四条（改正）の規定にかかわらず、移行締約国が自国の採択済みの表を寄託者に提出し、関係

する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した場合には、当該移行締約国の採択済みの表は、当該移行締約国による寄託者への通告の日の後六十日で当該移行締約国と他の締約国との間で効力を生ずる。ただし、締約国が移行締約国による寄託者への通告の日から六十日以内に自国については当該採択済みの表が当該移行締約国による寄託者への通告の日から六十日以内に効力を生じない旨を寄託者に対して書面により通告した場合には、当該採択済みの表は、当該移行締約国と当該締約国との間では、当該締約国が自国の関係する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した日又は当該移行締約国と当該締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

6 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に基づく附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の移行締約国の表は、当該移行締約国と他の締約国との間で、当該移行締約国の採択済みの表が当該他の締約国について効力を生ずるまでの間、引き続き効力を有する。

7 1から4までに規定する過程は、この協定が効力を生ずる日から六年以内（カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、この協定が効力を生ずる日から十五年以内）に完了させなければならない。

第八・十三条 特定の約束に係る表の修正

1 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国（以下この条において「修正を行う締約国」という。）は、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表における約束が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、「FL」の記載がある分野又は小分野の約束を除くほか、当該約束を修正し、又は撤回することができる。ただし、修正を行う締約国が、この条の規定に従い、かつ、次のことを行うことを条件とする。

(a) 約束を修正し、又は撤回するとの自国の意図をその修正又は撤回の実施が予定される日の遅くとも三箇月前までにサービス及び投資に関する委員会に通報すること。

(b) 必要な補償的調整について合意に達することを目的として、要請を行った締約国と交渉を開始すること。

2 関係する締約国は、1(b)に規定する交渉を通じて補償的調整を図るに当たり、当該交渉の前に附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の修正を行う締約国の表に定められた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

3 この条の規定に基づく補償的調整については、無差別に全ての締約国に与えられる。

4 1 (b)に規定する要請が行われた最後の日の後三箇月以内又は修正を行う締約国と要請を行った締約国との間で合意した他の期間内に関係する締約国が補償的調整について合意に達することができない場合には、要請を行った締約国は、その問題を仲裁に付託することができる。補償を受ける権利を行使することを希望する締約国は、仲裁に参加しなければならない。修正を行う締約国は、仲裁の認定に従って補償的調整を行うまでの間自国の約束を修正し、又は撤回することができない。

5 4の規定による仲裁は、サービス及び投資に関する委員会が10の規定に基づいて別段の決定をする場合又は当該仲裁の当事国が別段の合意をする場合を除くほか、千九百九十九年七月十九日に採択されたサービスの貿易に関する一般協定第二十一条の規定の実施のための手続（文書番号S/L/第八十号）（その改正を含む。）（以下この章において「サービス貿易一般協定第二十一条手続」という。）の7から19までに規定する手続を準用して実施される。

6 修正を行う締約国が自国の提案した修正又は撤回を実施する場合において仲裁の認定に従わないときは、当該仲裁に参加した締約国は、当該認定に従って実質的に同等の利益を修正し、又は撤回することができる。その修正又は撤回は、当該修正を行う締約国についてのみ実施することができる。

7 いずれの締約国も次のいずれかの手続を要請しない場合には、修正を行う締約国は、第二十・四条（改正）の規定にかかわらず、サービス及び投資に関する委員会が10の規定に基づいて別段の決定をするときを除くほか、サービス貿易一般協定第二十一条手続の20から22までに規定する手続を準用して、その提案した修正又は撤回を自由に実施することができる。

(a) 1 (b)の規定による交渉（1 (a)の規定による通報の日から四十五日以内に要請するものとする。）

(b) 4の規定による仲裁

8 5及び7の規定の適用上、サービス貿易一般協定第二十一条手続は、次のとおり読み替えるものとする。

(a) 「事務局」及び「サービスの貿易に関する理事会」とあるのは、サービス及び投資に関する委員会

(b) 「第二十一条」とあるのは、第八・十三条（特定の約束に係る表の修正）

(c) 「WTOの加盟国」とあるのは、締約国

9 この協定とサービス貿易一般協定第二十一条手続とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

10 サービス及び投資に関する委員会は、この条の規定に基づき、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の締約国の表における約束を修正し、若しくは撤回し、又は仲裁を行うための手続を作成し、又は修正することができる。この条の規定に基づいて自国の約束を修正し、又は撤回しようとする締約国は、当該手続に従う。

第八・十四条 透明性

1 締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行うサービス提供者の能力を向上させるに当たりサービスの貿易を規律する透明性がある措置が重要であることを認識する。各締約国は、サービスの貿易における規制の透明性を促進する。

2 各締約国は、次の措置及び国際協定を速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか遅くとも当該措置及び国際協定が効力を生ずる時までに公表する。

(a) サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置

(b) サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす全ての国際協定であって自国が署名国であるもの

3 各締約国は、可能な限り、2に規定する措置及び国際協定について、インターネットにおいて公に利用

可能なものとし、及び自国の法的枠組みに定める限りにおいて、英語により公に利用可能なものとする。

4 2及び3に規定する公表が実行可能でない場合には、2に規定する措置及び国際協定に関する情報（注）は、他の方法により公に利用可能なものとする。

注 各締約国は、自国が選択した言語により当該情報を公表することができる。

5 各締約国は、この章の規定の対象となる事項について締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定する。連絡部局は、他の締約国の要請があつた場合には、次のことを行う。

(a) 関連する事項について責任を有する官署又は職員を特定すること。

(b) 当該事項に関して、要請を行った締約国との連絡を円滑にすることを必要に応じて支援すること。

6 各締約国は、次の事項に関する特定の情報についての他の締約国の要請に対して速やかに応ずる。

(a) 2(a)に規定する措置又は2(b)に規定する国際協定

(b) サービスの貿易に著しく影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更

第八・十五条 国内規制

1 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての措置が合理的、客観的及び公平な

態様で運用されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続であつて、影響を受けたサービス提供者の要請に基づき速やかに当該行政上の決定を審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

3 2のいかなる規定も、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反することとなる裁判所又は手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 締約国は、サービス貿易一般協定第六条4に規定する交渉の結果が効力を生じた場合には、当該交渉の結果を検討するものとし、適当なときは、締約国間で協議した後、当該交渉の結果についてこの章の規定の下で効力を生ずるものとするため、この条の規定を改正する。

5 各締約国は、自国の政策目的を実現するためにサービスの提供について規制を行い、及び新たな規制を

導入する権利を有することを認識しつつ、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、自国が採用し、又は維持するこれらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性がある基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要な範囲を超えて負担とならないこと。
- (c) 免許に係る手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

6 締約国が5(a)の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たっては、当該締約国が適用する関係国際機関（注）の国際的基準を考慮する。

注 「関係国際機関」とは、締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

7 締約国は、サービスの提供のために許可を受けることを要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

- (a) 関連する申請手続の完了のために徴収する許可に係る手数料が合理的なかつ透明性があるものであること及び当該手数料自体がサービスの提供に対する制限とならないことを確保すること。この(a)の規定

の適用上、許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

(b) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、申請者に対して当該申請に関する決定を通知すること。

(c) 申請を処理するための指標となる日程を実行可能な限りにおいて設定すること。

(d) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(e) 不備がある申請については、申請者の要請があった場合には、申請を不備がないものとするために必要な全ての追加の情報を実行可能なときは特定し、及び合理的な期間内に不備を是正する機会を与えること。

(f) 申請を終了させ、又は拒否する場合には、可能な限り、申請者に対し、その終了又は拒否の理由を書面により不当に遅滞することなく通知すること。申請者は、新たな申請を任意に再提出することができる。

(g) 自国の法令が許容する範囲内で、免許又は資格の申請の提出のために自国の領域に所在することを要求しないこと。

(h) 自国の法令に従い、申請が真正であることについて書面による提出と同等の条件の下で、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(i) 適当と認める場合には、自国の法令に基づいて認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

8 各締約国は、他の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。各締約国は、免許要件又は資格要件に試験の合格を含む場合には、実行可能な限り次のことを確保する。

(a) 当該試験が合理的な期間ごとに行われること。

(b) 関心を有する者が出願を行うことができるように合理的な期間を与えること。

9 各締約国は、自国の法令に従い、他の締約国のサービス提供者が当該他の締約国の領域において取引する際に用いる事業上の名称を使用することを不当に制限することなく許可する。

10 1 から9までの規定は、第八・七条（特定の約束に係る表）又は第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って締約国が行う約束により第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）

の規定の対象とならない分野又は措置については、当該分野又は措置がこれらの規定の対象とならない限りにおいて、適用しない。

第八・十六条 承認

1 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するに当たり、また、4に規定する要件に従い、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法によって行うことができるものとし、当該いずれかの国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に与えることができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事国である締約国は、要請があつた場合には、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来におけるものであるかを問わず、他の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための適当な機会を与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国の領域において得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであるこ

とを明らかにするための適当な機会を与える。

3 第八・六条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明に承認を与えることを要求するものと解してはならない。

4 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たって他の締約国との間で差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

5 承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。締約国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準及び自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し、及び採用するため、関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

6 各締約国は、附属書八C（自由職業サービス）に定めるところにより、自由職業サービスの貿易の円滑化（自国の領域内の関連機関に対して承認に関する協定又は取決めのための交渉を開始するよう奨励することを含む。）に努める。

第八・十七条 独占及び排他的なサービス提供者

1 各締約国は、自国の領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第八・四条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外であり、かつ、当該締約国の約束の対象であるサービスの提供に当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の領域において当該約束に反する態様で自己の独占的地位を濫用して活動しないことを確保する。

3 締約国は、他の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足る理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可する当該他の締約国に対して関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の領域においてこれらのサービス提供者の間の競争

を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八・十八条 商慣習

1 締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条（独占及び排他的なサービス提供者）の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認識する。

2 各締約国は、他の締約国の要請があつた場合には、1に規定する商慣習を撤廃するために協議を開始する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報であつて公に利用可能なものを提供することによって協力する。また、要請を受けた締約国は、自国の法令に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関する適切な協定の締結を条件として、利用可能な他の情報を要請を行った締約国に提供することができる。

第八・十九条 支払及び資金の移転

1 締約国は、第十七・十五条（国際収支の擁護のための措置）に規定する場合を除くほか、自国の約束に関連する經常取引のための資金の国際的な移転又は支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、IMF協定（その改正を含む。）に適合する為替の利用を含め、IMF協定（その改正を含む。）に基づくIMFの加盟国としての締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十七・十五条（国際収支の擁護のための措置）の規定に基づく場合及びIMFの要請がある場合を除くほか、資本取引に関するこの章の規定に基づく自国の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八・二十条 利益の否認

1 締約国は、次のサービスの提供及びサービス提供者については、この章の規定による利益を否認することができるとができる。

- (a) サービスが非締約国の領域から又はその領域において提供されていることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供
- (b) 法人であるサービス提供者が他の締約国のサービス提供者でないことを当該締約国が証明する場合における当該サービス提供者
- (c) 海上運送サービスの提供について、(ii)に規定する者が(i)に規定する船舶によってサービスを提供して

いることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供

(i) 非締約国の法令に従って登録されている船舶

(ii) 船舶を運航し、又はその全体若しくは一部を利用する非締約国の者

2 締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者によって所有され、又は支配されている法人である場合において、当該締約国が当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置（当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものに限る。）を採用し、又は維持するときは、当該サービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

第八・二十一条 セーフガード措置

1 締約国は、サービス貿易一般協定第十条の規定による多数国間の場における更なる進展が得られるまでの間、セーフガード措置の組込みについて見直しを行う。

2 締約国は、この章の規定に基づく自国の約束の実施が困難となった場合には、他の締約国に対し、当該困難に対処するための協議を要請することができる。

第八・二十二条 補助金

1 第八・二条（適用範囲） 3 (b)の規定にかかわらず、締約国は、サービス貿易一般協定第十五条の規定に基づいて合意される規律を踏まえ、当該規律をこの章の規定に組み入れることを目的として、サービスの貿易に関連する補助金に係る規律の問題について見直しを行う。

2 締約国は、サービスの貿易に関連する他の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、当該他の締約国に対し、その問題についての協議を要請することができる。要請を受けた締約国は、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

3 いずれの締約国も、この条の規定に基づく要請若しくは協議又はこの条の規定の下で生ずるいかなる紛争についても、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

第八・二十三条 ASEANの構成国である後発開発途上締約国の参加の増大

この章の規定は、ASEANの構成国である後発開発途上締約国の参加を増大させるために次の事項を促進するものとする。

(a) これらの締約国の国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化（特に、商業的な

原則に基づく技術の利用によるもの)

(b) これらの締約国による流通経路及び情報網へのアクセスの改善

(c) これらの締約国が輸出について関心を有する分野及びサービスの提供の態様における市場アクセスの

自由化並びにこれらの締約国に有益な分野における市場アクセスの提供

第八・二十四条 約束の見直し

締約国は、締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化するためにこの章の規定に基づく約束の更なる改善を行うことを目的として、必要に応じ、遅くとも第二十・八条(一般的な見直し)の規定に基づくこの協定の一般的な見直しまでに、サービスの貿易に関する約束を見直す。

第八・二十五条 協力

締約国は、諸分野(現在の協力のための取決めの対象でない分野を含む。)における協力のための努力を強化する。締約国は、国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力を向上させるため、協力のための分野について討議し、及び合意し、並びに当該分野における協力のための計画を作成する。